

第5章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり

第1節 環境学習の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決していくのかを考えることが重要です。

また、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を深めることが必要です。

そのためには、誰もが環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人づくりが重要であり、その基盤となるのが環境学習です。

国においては、15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、23年6月に、協働取組の推進を法目的に追加した改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定されました。そして、24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が策定され、環境学習の取組が進められています。

また、世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)が推進されており、この活動の最終年にあたる26年度は、愛知県においてユネスコ世界会議が開催されました。

(1)環境学習の必要性

高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちは様々な環境問題に直面してきました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や条例、協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による

水質汚濁など、都市・生活型の環境問題は、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより私たちの消費生活は拡大しましたが、その反面、廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発に伴う自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間活動の拡大による地球の温暖化が急速に進んでいます。世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。

私たちは、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用に伴って、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困などの問題を引き起こしています。

一方で、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきています。

一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

学校・家庭・地域・職場など様々な場で、環境問題を理解し、環境を守るために行動する人づくりを進めるため、環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

(2)千葉県環境学習基本方針

持続可能な社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について知識として理解するだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

さらに、様々な課題を自らの問題としてとらえ行動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

4年3月に策定した「千葉県環境学習基本方針」では、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修の実施や、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

さらに、19年9月には、県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

ア 基本方針がめざすもの

基本方針は、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」を目指します。

イ 環境学習推進にあたっての視点

(ア) みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、市民活動団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

(イ) 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高い

ものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

(ウ) 生物多様性の保全に取り組む

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

(エ) 生涯にわたる学習活動として取り組む

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

(オ) 地域の環境保全活動から学ぶ

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

(カ) 環境問題を多面的・総合的にとらえる

地球温暖化、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食料、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連し合っていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが必要です。

ウ 環境学習推進の施策

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくため、それぞれの役割や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下で、連

携・協働し、次の取組を進めます。

- ① 人材の育成と活用
- ② 情報の提供
- ③ プログラム・教材の開発
- ④ 拠点の連携と場の活用
- ⑤ 機会の提供
- ⑥ 調査研究
- ⑦ 県の率先取組

エ 財政的基盤の整備

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

2. 県の施策展開

(1)生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

ア 人材の育成と活用

環境について幅広い視点を持った環境保全活動・環境学習の指導者を養成することを目的に、知識を身に付けるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を開催しています。

(ア) ファシリテーター養成講座

参加者の自発的な環境保全活動を引き出す役割を担う人材を育成するため、ファシリテーターを養成する講座を開催します。

(イ) 環境学習指導者養成講座「教員コース」 (環境教育指導法研修)

教員の環境学習指導技能の向上を目的に、児童・生徒の理解を深めさせる学習プログラムの作

り方について実習を取り入れた講座を開催します。

なお、本講座は、県教育委員会と共同で、千葉県総合教育センター及び千葉県立中央博物館を会場に開催しています。

イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、県ホームページにおいて情報の提供を行います。

ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、分かりやすい教材の整備」を目標に、これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、「干潟で学ぶ『たいけんカード集』」等を作成してきました。

これまで作成してきた教材については、県ホームページ上で公開しているほか、環境研究センターにて貸出を行っています。

エ 拠点の連携と場の活用（環境研究センターの取組）

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置付けられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示のほか、各種企画展示や体験型学習が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の還元を目的に以下の事業を行っています。

(ア) 環境講座の開催

環境研究センターでは、環境や環境問題の現状について関心を高め、理解を深めるため、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講できるように、環境講座を開催しています。

図表 5-1-1 環境講座開催状況 (27年度)

回数	内容	実施日
1	夏休み 親子で野生の森のアウトドア体験 ～森で感じる千葉の自然～	8月7日
2	君の足元の大地の中身(地層や地下水)をのぞいてみよう	8月19日
3	夏休み 親子で館山湾ウォーキング ～海辺で感じる千葉の自然～	8月28日
4	千葉県の水環境～千葉県の川、沼、海と水質保全の取り組みのこれまでとこれから～	8月29日
5	こども環境会議ちば	10月4日
6	とれたてちばをおいしくいただき隊! ～親子収穫体験キャンプ～	10月10日～11日
7	いつでもどこでもバードウォッチング ～ロシアからの冬鳥～	10月25日
8	ミツロウキャンドルをつくらう	11月15日
9	未来型!植物工場で環境にやさしい野菜の作り方を学ぶ	11月27日
10	風呂敷でエコ和美人	12月9日
11	化学物質のリスクについて	12月11日
12	地球にやさしいソーラーシステムを探る	1月15日
13	エコなまちづくりに向けて～建築の省エネルギー化の現状と未来～	1月23日
14	地中熱の実力 ～足元にある再生可能エネルギー～	1月30日

(イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている研究・調査の結果や環境ニュース等を掲載した「千葉県環境研究センター・環境だより」を発行しています。

図表 5-1-2 千葉県環境研究センター・環境だより発行状況 (27年度)

No.	特集記事
第3号 (6月16日発行)	環境研究センターにおける平成27年度環境講座の開催について
第4号 (7月30日発行)	PM2.5高濃度現象の解析 ほか
第5号 (9月16日発行)	化審法関連物質の調査 ほか
第6号 (11月10日発行)	手賀沼・印旛沼・東京湾について ほか
第7号 (1月7日発行)	埋立地での液状化現象 ほか

(ウ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて施設見学を受け入れています。

(エ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、ビデオ、CD、DVDについては希望により貸出を行っています。書籍は、国・県関係 633 冊、市町村関係 171 冊、一般出版物 1,744 冊、雑誌 3,571 冊など計 6,119 冊、DVDは 32 タイトル、CDは 68 タイトル、啓発用パネルは 49 枚を所蔵しています。

(オ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの研究施設の一般公開を行います。

(カ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」、「みんなで川を見てみよう(千葉県版水環境指標調査)」など環境学習に関する情報を環境研究センターホームページにおいて提供しています。

(キ) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校等への出前授業も行っています。

図表 5-1-3 環境研究センター啓発関係総括 (27年度)

項目	実績数
センター来館者数	895名
環境講座参加者数	275名
受入研修生	国内6名 海外10名
センターホームページアクセス数	268,172回
蔵書数	6,119冊
DVD・CD数(貸出用)	100タイトル
パネル(貸出用)	49種類 49枚

オ 機会の提供

(ア) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する